



## 高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金のご案内

高知市では、国が実施する「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」※の支給決定を受けた市内事業者に対し、市内中小企業者の雇用促進・人材定着を一層支援します。交付対象となるのは、高知市の事業所で、高知市在住の労働者を雇用した場合です。

### 助成金の交付額

対象労働者1人につき、**6万円助成**  
※ただし、対象労働者1名につき1回限り

### 支給の要件

事業者・労働者について下表の要件をすべて満たすこと

対象事業者	<ul style="list-style-type: none"><li>・高知市内に事業所を有すること</li><li>・令和5年4月1日以後に、国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定を受けており、かつ、その支給決定が高知市在住の労働者に対するものであること</li><li>・特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）において、申請書事業所主の企業規模の区分が中小企業であること</li><li>・本市の市税の納税義務者である場合にあっては、それを滞納していないこと</li></ul>
対象労働者	<ul style="list-style-type: none"><li>・国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定を受けた日において、対象事業者の事業所（高知市内）に勤務するものであって、かつ、今後も継続して対象事業者の事業所に勤務する予定の者であること</li><li>・対象事業者の支給要件にある、国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定の対象労働者であること</li><li>・高知市への申請時において、高知市内に住所を有する者であること</li></ul>

※特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）とは

就職氷河期に就職の機会を逃したことなどによりキャリア形成がなされず、正規雇用労働者としての就業が困難な方を支援し、その就職を促進するため、対象労働者（生年月日が昭和43年4月2日から昭和63年4月1日の間の方、その他要件有）を正規雇用労働者として雇い入れる事業主に対して支給されるものです。詳しくは「高知労働局助成金センター（ハローワーク高知3階／住所：高知市大津乙2536-6／TEL：088-878-5328）」までお問合せください。

（参考）厚生労働省HP「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000158169_00001.html)

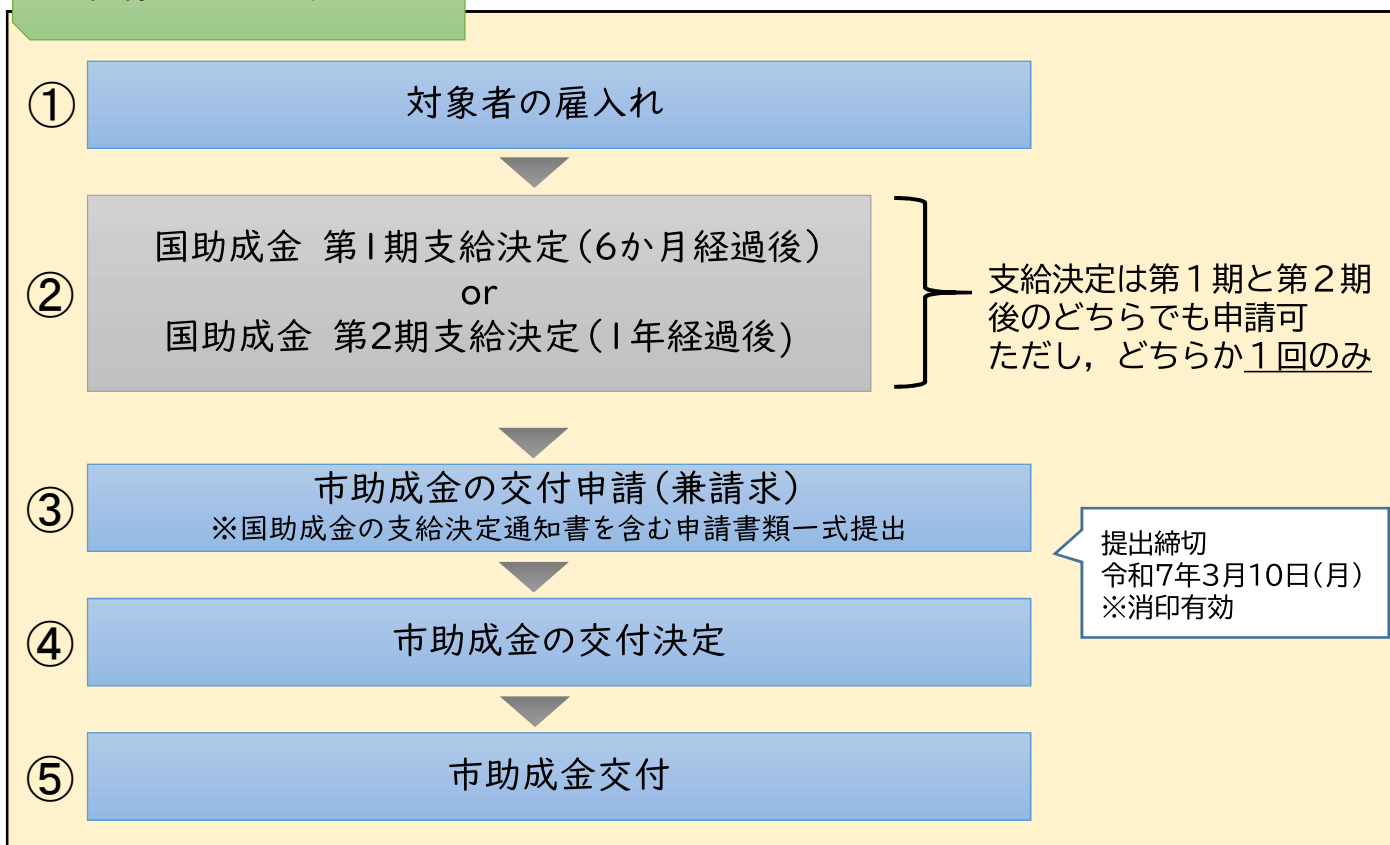
## 交付申請方法

申請締切: **令和7年3月10日(月)** 消印有効  
ただし、予算に達し次第終了

国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定を受けてから、以下の必要書類を提出してください。①は、高知市産業政策課のHPに掲載しています。

- ① 高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金交付申請兼請求書（様式第1号）
- ② 国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」の支給決定通知書の写し
- ③ 国の「特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）」申請時に提出した対象労働者の賃金台帳の写し
- ④ 対象事業者の市税等納税証明書（官公庁提出用）
- ⑤ 対象労働者の住所が確認できるもの（住民票、運転免許証の写し<sup>※</sup>等）  
※運転免許証の写しを提出される場合は、裏面の写しも添付してください。
- ⑥ 振込先口座の通帳の写し等、口座が確認できる書類

## 交付までの流れ



## 申請先・問合せ先



高知市産業政策課（総務・雇用労政担当）  
〒780-8571 高知市本町5丁目1-45  
TEL：088-823-9456  
E-mail：kc-150600@city.kochi.lg.jp

### ※注意※

令和5年度に高知市就職氷河期世代雇用促進支援助成金を受けたことがある対象労働者の分の申請はできません。

助成金を受けたことがある対象労働者かどうか分からない場合は、事前にお問い合わせください。

高知市 就職氷河期世代 助成金

